

2009年度国民健康保険税の税額（率）表

	医療分	後期高齢者 支援金分	介護分
所得割額 ※加入者個々の前年所得に対して、 右欄の税率をかけて算定します。 (2008年中の総所得金額等－33万円) ×各税率	3.73%	1.27%	1.05%
均等割額 ※加入者1人について	年 17,400円	年 6,000円	年 7,500円
平等割額 ※1世帯について	年 9,000円	年 3,000円	年 3,000円
課税限度額 ※世帯単位の算定年税額が右欄の額を超えた場合、 年税額はそれぞれ右欄の金額になります。	年 470,000円	年 120,000円	年 90,000円

【保険料の軽減】
災害等特別な事情により納付が困難な場合は、納期限までに保険年金課までご相談下さい。

国民健康保険税は、加入者の医療費に充てられる医療分と後期高齢者支援金分のほか、40歳以上65歳未満の方に

7月6日に平成21年度国民健康保険税納税通知書を世帯主の方へお送りします。

【保険料の算出方法】
町田市の保険税は地方税法をもとに算定（賦課）しています。

国民健康保険税

問 保険年金課
保険加入係
☎724・2124

2009年度の国民健康保険税・長寿医療保険料・介護保険料が決定しました。

保険特集

大事なこと。
それは、支え合うこと。

は介護分を加えた合計が月割りで課税されます。

今回の納税通知書は、5月末までの届出内容及び保険年金課で把握した前年所得をもとに算定しており、6月以降の加入脱退手続きや6月以降に取得した所得情報は反映されていません。それらを反映した納税通知書は、8月中旬にお送りします。

【保険料の軽減】

賦課期日現在、世帯主と被保険者及び特定同一世帯所属者の総所得金額等の合計額が左記のとおり判明している世帯に対しては、それぞれの軽減率で減額を行います。

○33万円以下：均等割額・平等割額軽減率 10分の6

○33万円＋24万5千円×（被保険者と特定同一世帯所属者（いずれも世帯主を除く）の数）の額以下：均等割額・平等割額軽減率 10分の4

※特定同一世帯所属者とは、長寿医療制度に移行した方で、移行後5年間に限り、継続して同一の世帯に属する方をいいます。

長寿医療保険料

問 保険年金課
高齢者医療係
☎724・2144

7月15日に平成21年度長寿医療（後期高齢者医療）保険料納入通知書をお送りします。

なお、今回、前年所得等が把握できなかった方については、均等割額のみで通知しています。所得等が把握できた場合には8月以降に通知します。

【保険料の算出方法】

保険料は、均等割額と所得割額の合計額で、年間の限度額が50万円に設定されています。

○均等割額は、被保険者一人当たり3万7800円、所得割額は、賦課のもととなる所得金額（※）×6・56％と定められています（図1）。

（※）賦課のもととなる所得金額とは、前年の総所得及び山林所得金額並びに株式・長期所得金額等が下記の基準を超えない世帯

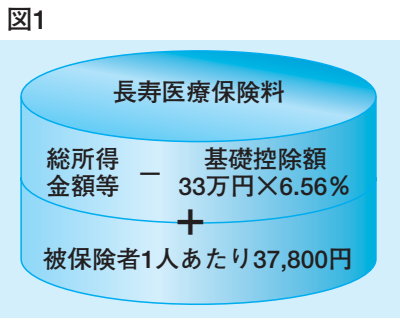


表1 均等割額の軽減

総所得金額等が下記の基準を超えない世帯	軽減割合
33万円(基礎控除額)	8.5割
8.5割軽減を受ける世帯のうち、長寿医療制度の被保険者全員が、年金収入80万円以下(その他の所得がない)	9割
33万円(基礎控除額)＋(24.5万円×世帯主を除く被保険者数)	5割
33万円(基礎控除額)＋(35万円×被保険者数)	2割

※ 総所得金額等とは・・・前年の総所得及び山林所得金額並びに株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計額です。

表2 所得割額の軽減

「賦課のもととなる所得金額」 (年金収入のみの場合)	軽減割合
15万円(年金収入168万円)まで	全額
20万円(年金収入173万円)まで	75%
58万円(年金収入211万円)まで	50%

年金請求の手続き・相談

	対 象 者	申請先
老齢基礎年金	国民年金第1号被保険者期間のみで受給権のある方	保険年金課国民年金係
	国民年金第3号被保険者期間、または厚生年金等に加入していた期間があり、受給権のある方	八王子社会保険事務所・町田年金相談センター
障害基礎年金	国民年金第1号加入中、または20歳前に初診日があり、現在障害基礎年金の1，2級相当の障害の状態にある方	保険年金課国民年金係
	国民年金第3号加入中に初診日があり、現在障害基礎年金の1，2級相当の障害の状態にある方	八王子社会保険事務所・町田年金相談センター
遺族基礎年金	国民年金加入中、または老齢基礎年金受給権のある方、もしくは老齢基礎年金受給中の方がなくなった場合、子のある妻か子（子が18歳未満）	保険年金課国民年金係
寡婦年金	第1号被保険者として25年以上保険料を納めた夫が何の年金も受けずになくなった場合、婚姻期間が10年以上ある妻	保険年金課国民年金係
死亡一時金	保険料を3年以上納めた人が何の年金も受けずになくなった場合、その方と生活を共にしていた遺族	保険年金課国民年金係
特別障害給付金	次の①または②の方で、任意加入していなかった期間中に初診日があり、現在障害基礎年金の1，2級相当の障害の状態にある方 ①平成3年3月以前の国民年金任意加入対象者であった学生 ②昭和61年3月以前の国民年金任意加入対象者であった厚生年金保険等に加入していた方の配偶者	保険年金課国民年金係

※各年金の受給要件等についての詳細は、申請先にお問い合わせ下さい。
※年金を受給するためには、ご本人からの請求が必要です。

保険料（平成21年度）

納 付 方 法	保険料	割引金額
納付書各月払 口座振替各月払 クレジットカード各月払	14,660円	－
口座振替各月早割払	14,610円	50円
納付書半年前納払 クレジットカード半年前納払	87,250円	710円
口座振替半年前納払	86,960円	1,000円

※この他に、更にお得な、平成22年度からの1年前納払もあります。

こんなときは忘れずに手続きを！

	必要 な 手 続 き	申請先
会社などを退職したとき	厚生年金等に加入していた方が退職したときは、第1号被保険者への変更手続きが必要です。	保険年金課国民年金係または各市民センター
配偶者の扶養(第3号被保険者)でなくなったとき	収入増加、離婚等により配偶者の扶養(第3号被保険者)でなくなったときは、第1号被保険者への変更手続きが必要です。	
配偶者が退職したとき	厚生年金等に加入していた配偶者が退職したときは、扶養されていた方(第3号被保険者)も第1号被保険者への変更手続きが必要です。	
配偶者の扶養(第3号被保険者)になったとき	厚生年金等に加入している配偶者の扶養(第3号被保険者)になったときは、健康保険の届出と一緒に勤務先の会社または共済組合へ届出することになります。	配偶者の勤務先の会社または共済組合
配偶者が転職したとき	引き続き配偶者の扶養(第3号被保険者)になるときは、健康保険の届出と一緒に新しい勤務先の会社または共済組合へ届出することになります。	

明日のあなたをを考えて 国民年金

問 保険年金課
国民年金係
☎724・2127

公的年金制度は、老齢や障がいの状態になった時に、お互いに助け合う制度です。

【保険料の納付方法】

平成21年度の保険料額は定額で、1か月1万4660円です。国民年金保険料納付案内書（納付書）を使って、最寄りの銀行・郵便局等の金融機関・コンビニエンスストアで納めて下さい。市役所や市民センターでは納めることができます。納付書の発行もできませんので、納付書を紛失した場合は、納付書の再発行をお願いします。

失った場合には八王子社会保険事務所でも再発行しますのでご連絡下さい。

保険料のお支払いは口座振替やクレジットカードもご利用いただけます。割引については、左表のとおりです。

なお、口座振替をご希望の場合は、直接、銀行・郵便局等の金融機関で手続きをして下さい。クレジットカード納付をご希望の場合は、申込用紙を八王子社会保険事務所へ提出して下さい。

【支払い困難な場合は】

保険料のお支払いが困難な場合は、ご相談ください。

場合は、保険料の免除・納付猶予制度や学生納付特例制度があります。詳細はお問い合わせ下さい。

納付の方法、納付書の再発行など、支払いに関する詳細は、八王子社会保険事務所（☎042・626・351）へお問い合わせ下さい。

被保険者の種類

第1号被保険者	自営業・学生・フリーター・無職の人など
第2号被保険者	厚生年金や共済組合に加入している会社員や公務員など
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている妻または夫